

# 西川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月24日  
西川町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

西川町は、山形県の中央に位置し、町面積の98%を森林が占める中山間地域であり国内有数の豪雪地帯である。

当町の農業は、山間地においては集落の近くを開墾し田畑として利用してきた歴史がある。そのため地域毎に農地が点在しており、農地の一体的な利用に向かないため、地域によって営農類型や農地の利用状況が異なっている。そのため地域の実態に応じた取り組みが重要であり、その対策の強化が求められている。

特に、中山間では果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方で、平地では稲作やそば等の土地利用型営農が盛んなことから、農地中間管理事業等を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。同時に就農人口の減少や農業従事者の高齢化が進み後継者不足に直面していることから、担い手を確保していくことが重要である。

当町では啓翁桜の産地化を目指しており、啓翁桜促成施設を拠点とし、栽培適地の団地化を進め、啓翁桜の振興と農業収益の向上を図っており、併せて遊休農地の活用と担い手の確保が期待されている。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、西川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する西川町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年12月)	481ha	45ha	9.3%
3年後の目標 (令和7年12月)	481ha	40ha	8.3%
目 標 (令和10年12月)	481ha	35ha	7.2%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールで行っていた違反転用の発生防止及び早期発見等の農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、農業委員会サポートシステムに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ②農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	481ha	273ha	56.8%
3年後の目標 (令和8年3月)	481ha	278ha	57.8%
目 標 (令和11年3月)	481ha	283ha	58.8%

### 【参考】

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定 新規就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団 体その他の 集落営農組 織
現 状 (令和5年3月)	430戸 (15戸)	18経営体	4経営体	4経営体	7団体
3年後の目標 (令和8年3月)	430戸 (15戸)	20経営体	5経営体	5経営体	7団体
目 標 (令和11年3月)	430戸 (15戸)	22経営体	6経営体	6経営体	7団体

注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3:目標数値は町担当部局と調整のうえ記入する。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①地域計画の作成・見直しについて

- 町や農協等と連携し、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

- 町や農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地について「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討など農地の出し手と受け手の意向を踏まえた橋渡しを行う。

#### ③農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用集積が進んでいる地域においては、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画や形状等の条件が

悪く受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の法人化や新規参入の受入れの推進を図るなど地域に応じた取り組みを推進する。

#### ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

#### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	4人 （4ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	5人 （5ha）	0法人 （0ha）
目 標 （令和11年3月）	6人 （6ha）	0法人 （0ha）

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

- 県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて相談を実施する。
- 町や農協及び受入協議会では新農業人フェア等に積極的に参加していることから、その情報を基に受入協議会が実施している新規就農の受入れやフォローアップとの連携を図る。

##### ②企業参入の推進

- 企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理事業等も活用し企業の農業参入の推進を図る。

##### ③農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）のフォローを行う。また、町等と連携し地域の受入条件の整備を図る。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

西川町において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、西川町農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向把握
- 担い手への農地の利用調整やマッチング
- 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 「地域計画」の定期的な見直しへの協力